

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当り
翌日
の翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

家畜のブルセラ病検査等の実施(畜産課)

牛のブルセラ病検査等の実施(〃)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良区の清算人の就任(〃)

土地改良事業の認可(九件)(〃)

土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(都市計画課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(〃)

廃川敷地の生成(河川課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 二級建築士試験等の実施(建築課)

告 示

鳥取県告示第二百八十号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別
		題 名	号 数		
3283	雑誌その他 の刊行物	ブイノール 嬢の娘		KB-1C	表示された発 行所名 プリム出版
3284	"	THEブイノール		LJ-4-J	プリム出版
3285	"	雨垂れ		KB-13	Do 企画
3286	"	少女白書 朱唇挿入		SH-4-J	Do 企画
3287	"	SPOON vol. 25		SP-4-J	Do 企画
3288	"	ナイト・エンジェル		NA-4-J	Do 企画
3289	"	フリージア		KB-12	Do 企画
3290	"	淫らな女 幸せ芝居		KB-1E	Do 企画
3291	"	さくらんぼ通信 5月号		雑誌 1401 8-5	株式会社大洋図書

3292	"	DICK 7月号	雑誌 1651 5-7	株式会社大洋書房
3293	"	あこがれ女高生B組 10月号	雑誌 1766 5-10	考友社出版株式会社
3294	"	マスカット Note 10月号	雑誌 0834 5-10	株式会社大洋書房
3295	"	HOLIC 2月号	雑誌 1128 7-1	三共図書出版社
3296	"	THE ホッキー通信 2月号	なし	三共図書出版社
3297	"	ピテオ フラッシュ 3月号	雑誌 1133 7-9-3	株式会社農道書房

鳥取県告示第二百八十一号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蝕病検査及び馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蝕病及び馬伝染性貧血の予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、倉吉市、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碓町、名和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で平成元年四月一日以降放牧しようとするもの

2 ニューカッスル病検査

鶏

3 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 腐蝕病検査

みつばち

5 馬伝染性貧血

馬

四 実施の期日

平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで

五 検査の方法

- 1 ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応
- 2 結核病検査
ツベルクリン検査皮内反応
- 3 ニューカッスル病検査
臨床検査及びHI抗体検査
- 4 ひな白痢検査
ひな白痢急速凝集反応
- 5 マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応
- 6 腐蛆^モ病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査
- 7 馬伝染性貧血検査
寒天ゲル内沈降反応

鳥取県告示第二百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで

五 検査の方法

- 1 ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応
- 2 結核病検査
ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山北部土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所
理事 林 原 成 美 西伯郡大山町末吉二六
平成元年二月十六日退任

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十六項の規定に基づき、次のとおり鳥取市金澤土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八條第二項において準用する同法第十八條第十七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

- 網 川 定 春 鳥取市金沢三二〇
- 中 島 強 " 四八九
- 澤 田 龍 吉 " 三七七一
- 四 宮 正 " 一三二一一
- 石 上 勉 " 四八一

土地改良法第三百三十五條第一項の規定による解算命令により理事が就任
任期清算終了まで

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）下安井地区区画整理）を平成元年二月二十八日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）野坂地区農道整備）を平成元年二月二十八日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）三代寺地区農道整備）を平成元年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）清水地区農道整備）を平成元年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国府寺地区農道

整備）を平成元年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）露谷地区区画整理）を平成元年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業下菅地区農業用排水）を平成元年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）谷長瀬地区区画整理）を平成元年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（新農業構造改善事業中西尾地区農業用排水）を平成元年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、倉吉市上井西土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
河崎 雄二	倉吉市上井町二丁目二四一九
米澤 八重子	倉吉市山根六七四
涌島 正雄	倉吉市上井町二六〇一三
津村 正義	倉吉市天神町五七四一四
上本 要	倉吉市山根六四一一二
松井 常保	倉吉市上井町二丁目八一七
宮本 正春	倉吉市上井町二丁目一四一四
砂原 時春	倉吉市上井町二丁目一五一一二
森本 美明	鳥取市南吉方一丁目五二
米広 常正	倉吉市上井町五九八
近藤 弘	倉吉市上井町三六〇一一

鳥取県告示第二百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規

定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前 昭和五十七年七月二十七日から平成元年三月三十一日まで

変更後 昭和五十七年七月二十七日から平成四年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市卯垣字山川向、字ギツトリ、字坂ノ谷ノ下、字ハザマ及び字下

ハザマの各一部並びに滝山字向田通り、字首山下、字流田、字山川向及

び字坂ノ谷の各一部

四 事務所の所在地

鳥取市庖丁人町二八十二 永興電業有限会社内

五 設立認可の年月日

昭和五十七年七月二十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成元年三月一日

鳥取県告示第二百九十六号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木事務所に備えて縦覧に供する。

平成元年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川砥波川

二 廃川敷地が生じた年月日

平成元年三月七日

三 廃川敷地の位置

日野郡日南町阿毘緑字柳谷尻り二〇八二一 一地先から同字二〇八〇一

一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一六二・三八平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年三月七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スライカーII	株式会社三井
	アウトローI	
	ドッキリマンIII	
	ミュージック	
	ミュージックニ	マルホン工業株式会社
	ファイブオープン	

フォーメーション	株式会社平和
プリンセス	
プラトーンII	
ゴリゴ一三パートニ	
スキップニ	株式会社第一商会
エクセル二号	株式会社三洋物産
アルファ一A	株式会社ニューギン

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成元年2級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。
なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成元年3月7日

鳥取県知事 西 尾 四 次

- 1 試験の期日及び時間
(1) 学科の試験

事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに社団法人鳥取県建築士会において、平成元年 4 月 10 日 (月) から配布するので、参照すること。

2 試験地

(1) 学科の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 設計製図の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 受験申込手續

(1) 受付期間及び受付地

平成元年 4 月 17 日 (月) から同月 21 日 (金) まで

鳥取市東町 1 丁目 271 社団法人鳥取県建築士会事務局

平成元年 4 月 17 日 (月) 及び同月 18 日 (火)

米子市糺町 1 丁目 160 西部総合事務所

(2) 受付時間

午前 10 時から午後 4 時まで

(3) 受験申込方法

受験申込書は、受付地に設ける受付場所に直接提出すること。

4 合格者の発表

平成元年 12 月 1 日 (金) 頃

なお、学科の試験の合格者については、平成元年 9 月 1 日 (金) 頃発表する。

5 その他

詳細については、受験要領を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木